

さいたま市次期総合振興計画策定基本方針

平成 30 (2018) 年 11 月

1 策定の趣旨

本市は、「基本構想」(平成 14(2002)年 12 月議決)及び後期基本計画(平成 25 (2013)年 12 月議決)から構成される総合振興計画「さいたま希望(ゆめ)のまちプラン」を指針として「基本構想」に掲げる将来都市像の実現に向けた都市づくりを総合的かつ計画的に推進してきたところである。

本市は平成 13 (2001)年 5 月 1 日に浦和市・大宮市・与野市の 3 市合併により誕生し、平成 33 (2021)年度で 20 年の節目を迎える。この間、平成 15 (2003)年 4 月 1 日には政令指定都市へ移行、平成 17 (2005)年 4 月 1 日には岩槻市との合併を実現し、順調に成長・発展してきたところであるが、人口減少・少子高齢化の進行や、経済のグローバル化、技術革新の進展、地球環境問題の深刻化、社会の多様化など本市を取り巻く状況は大きく変化しつつある。団塊世代や高齢者の割合が少ない反面、団塊ジュニア世代の割合が多い本市にとって、今後は他都市と比べて高齢化が急速に進むこととなり、また、高齢の単身世帯や核家族化の増加などによるコミュニティ力の低下などの課題もある。さらには、公共施設の老朽化や社会保障関連経費等の増大により財政運営も厳しさを増すことが見込まれるなど、その環境は大変厳しくなっていくと予測される。

そのため本市を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、多様化・高度化する市民ニーズを捉えた限りある経営資源の最適な重点配分、既存システムの再構築、情報化社会の高度化への対応など、柔軟で効果的・効率的な都市経営を推進することが喫緊の課題となっている。

このような状況の中、現行の「基本構想」を始め、総合振興計画全体の計画期間が平成 32 (2020)年度末をもって満了する。

地方自治法の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 35 号)の施行(平成 23 (2011)年 8 月 1 日)により、市町村の基本構想策定義務(改正前の地方自治法第 2 条第 4 項)は撤廃されたが、市政を戦略的な都市経営の視点で推進していくためには、将来の都市づくりのビジョンを長期的に示し、その実現に向けた施策をわかりやすく体系化して、市民と市が共有していく総合的な指針は今後も必要であり、各個別計画の整合を図りマネジメントしていく指針も必要となる。また、市民と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、協働によって市民本位の自立した都市づくりを進めていくための基本的な指針も必要不可欠であることから、本市においては、引き続き総合振興計画を策定することとする。

2 策定にあたっての基本的な考え方

(1) 次期総合振興計画策定にあたっての基本的な視点

現在の三層構造（基本構想[将来都市像・行政施策の大綱]、基本計画[施策]、実施計画[事業]）から二層構造（基本構想（基本計画を含む）、実施計画）とする。基本構想と基本計画を一体化することで、将来都市像、行政施策の大綱、施策といったビジョン・方針と事業の関係を明確にし、分かりやすい計画を目指す。

ア 一覧性と分かりやすさを備えた計画

市民をはじめとする多様な主体と都市づくりの全体像を共有することができる、一覧性と分かりやすさを兼ね備えた計画

イ 重点を明確にした計画

限りある経営資源を効果的かつ効率的に配分することができる、重点施策や重点事業を明確にした計画

ウ 実効性の高い計画

策定段階で策定後の推進力と進行管理を意識し、着実に計画を進めることができる、実効性の高い計画

エ 適応性の高い計画

社会経済情勢の変化にも即応し、経営資源を柔軟に配分することができる、適応性の高い計画

オ 市民参加による計画

P D C Aサイクルのうち適切な段階で市民の意見を取り入れるとともに、市民と市がそれぞれの役割を明確にし、協働によって市民本位の自立した都市づくりを進めていくことができる市民参加による計画

カ 事業評価や予算と連動した計画

選択と集中により効果的・効率的に事業を推進できる、事業評価や予算と連動した計画

（２）次期総合振興計画の構造と計画期間

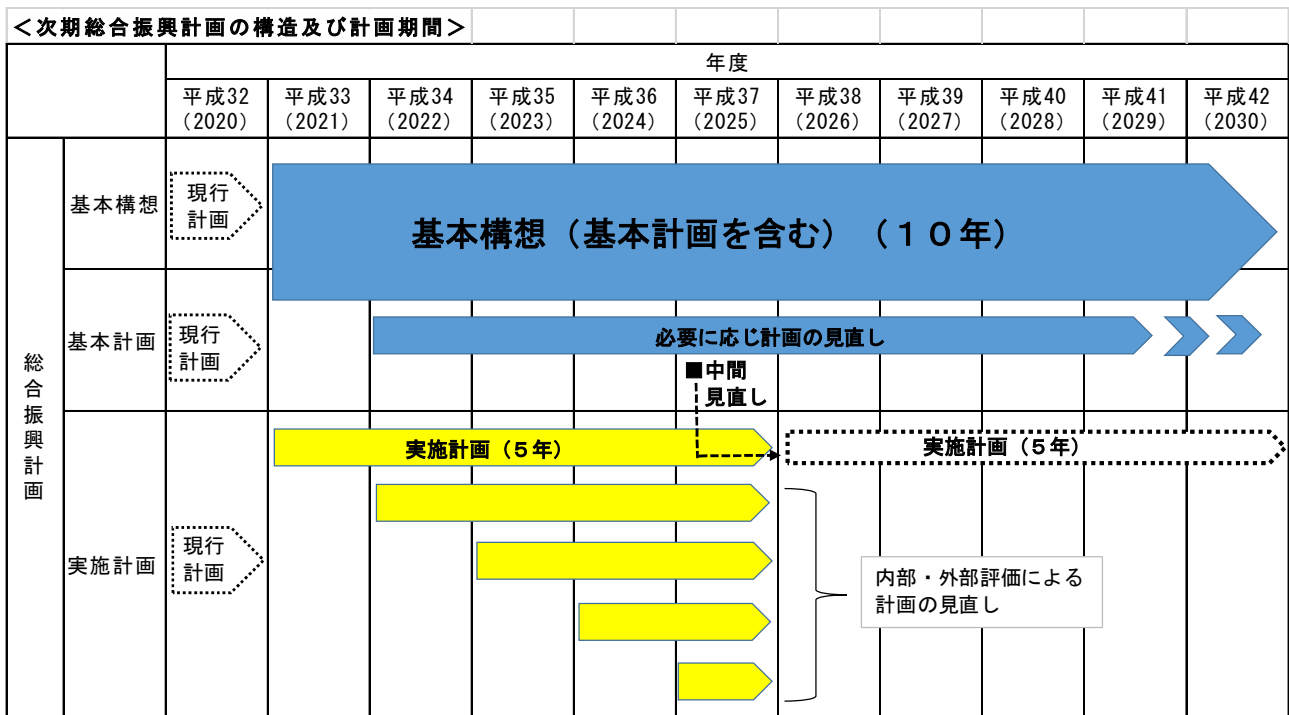
ア 基本構想（基本計画を含む）

中長期的な展望を見据えながらその実現に向けた基本的な施策を体系的に定める計画で、本市の都市づくりを総合的、計画的に進めていくための指針となるもの。

計画期間は、社会経済情勢の激しく変化する中、先行きの予測が難しい時代に対応し、実効性を確保するため平成 33（2021）年度から平成 42（2030）年度までの 10 年間とする。

イ 実施計画

基本構想（基本計画を含む）に定められた施策への貢献がより期待できる個別の具体的な事業を定めるもの。計画期間は原則 5 年間とし、社会経済情勢の動向等を踏まえながら毎年見直しを行うなど、弾力的に対応する。



3 次期総合振興計画の概要等

(1) 計画の名称

「(仮称) 第2次さいたま市総合振興計画」とし、副題を含め、今後検討する。

(2) 計画の期間

平成33(2021)年度から平成42(2030)年度までの10年間とする。

(3) 計画の内容

- ア 「2020 さいたま希望のまちプラン」と同様、将来都市像、重点戦略、分野別計画、区の将来像、行財政運営などにより構成する。
- イ 「重点戦略」は将来都市像の実現に向けて限られた経営資源を重点的に配分すべき内容を示す。
- ウ 分野別計画において、成果目標の達成に向けた市民等との役割分担を示す。
- エ 区の将来像は、地域の特性を生かし、区民に身近なまちづくりを進めるための基本的かつ大きな方向性を示す。
- オ 個別計画と一定の関連性を確保する。
- カ 市長マニフェストとの整合を図る。
- キ 様々なコストにも配慮した計画体系を目指す。

(4) 実施計画策定の方向性

- ア 実施計画掲載事業の選定にあたっては、重点の明確化と柔軟な資源配分を両立する観点から、実施計画掲載事業をより少数に絞り込みながら、社会経済情勢の変化にも即応し、柔軟に資源配分できる範囲を拡大する。
- イ 次期総合振興計画に掲げる施策の成果目標への貢献がより期待できる事業を優先

する。

ウ 「中期財政収支見通し」との連動性を考慮する。

4 次期総合振興計画の策定体制

(1) 総合振興計画審議会

さいたま市総合振興計画審議会条例（平成 14 年年条例第 1 号）に基づき、学識経験を有する者、関係団体の代表者、市民などで構成する総合振興計画審議会を設置する。

総合振興計画審議会は、市長の諮問に応じ、次期総合振興計画の策定に関し必要な事項を審議し、計画案を答申する。

(2) 庁内体制

市長を本部長とする総合振興計画推進本部（平成 30（2018）年 3 月設置）を中心に、次期総合振興計画の策定に向けて全庁的な取組を推進する。

総合振興計画推進本部は、次期総合振興計画の素案の作成や次期総合振興計画案の決定などを行う。

(3) 市民参加

市民をはじめ、多様な主体の参画により、市民に開かれた計画づくりを進める。

具体的には、市民アンケート調査やワークショップ、タウンミーティング、パブリック・コメントなどを通じて集める多様な意見を検討過程において最大限に活用する。

また、市民等と市が目標を共有し、その実現に向けてそれぞれの役割と責任を自覚して、協働による都市づくりを推進するため、協働による計画づくりに取り組む。

5 計画の推進（進行管理の方法）

(1) 基本構想の中間年度である平成 37（2025）年度に中間見直しを行い、その結果を踏まえながら基本構想の改定を検討するとともに、実施計画の改定を行う。

(2) (1) のほか、成果指標（アウトカム指標）に対する進捗状況を内部・外部評価等により定期的にモニタリングし、その結果を踏まえながら必要に応じて基本構想、実施計画の見直しを行う。

(3) 計画と予算、組織、人事、個別計画との連動方法を検討する。